

昭和51年度種子島周辺漁業対策要領

昭和51年5月25日

科学技術庁

第1 趣 旨

ロケット打上げ実験の、種子島周辺漁業に及ぼす影響に対処するため、本要領により種子島周辺漁業対策を推進し、宇宙開発の円滑な進展に資するものとする。

第2 事業の区分

種子島周辺漁業対策のための事業（以下「種子島周辺漁業対策事業」という。）を、次の二種に区分する。

1. 共同利用施設設置事業、科学技術庁長官が特に認めるその他の事業並びにこれらの事業の推進に伴う関連事務（以下「共同利用施設設置事業等」という。） 3億、今年から折込
2. 漁船近代化又は、大型化のための事業及びこれに伴う関連事務（以下「漁船近代化事業」という。） 1.4億、従来から

第3 共同利用施設設置事業等

1. 実施主体

共同利用施設設置事業等を実施する者は、鹿児島県、宮崎県、大分県、高知県、愛媛県、広島県、山口県、和歌山県及び熊本県並びにこれらの県の区域内にある市町村、漁業協同組合連合会及び漁業協同組合とする。

2. 事業の内容

- (1) 種子島周辺漁業対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の

対象となる事業は次に掲げる共同利用施設設置事業及び科学技術庁長官が特に認めるその他の事業並びにこれらに伴う関連事務とする。

イ. 蓄養殖施設設置事業

ロ. 餌料蓄養殖施設設置事業

ハ. 集団操業施設設置事業

ニ. 漁業用通信施設設置事業

ホ. 漁船漁具保全施設設置事業

ヘ. 漁業用補給施設設置事業

ト. 製氷冷蔵施設設置事業

チ. 水揚荷さばき施設設置事業

リ. 漁船員休養施設設置事業

(2) 個々の事業については、次の要件に適合するものでなければならない。

イ. ロケット打上げが種子島周辺漁業に及ぼす影響に適切に対処するものであること。

ロ. 漁業条件その他の諸条件からみて適正なものであること。

ハ. 技術的及び資金的にみて、実施可能であり、かつ相当の効果が期待できるものであること。

ニ. 水産資源の保護の見地から不適当なものでないこと。

ホ. 事業が確実かつ効果的に行われるよう関係者の事業推進体制が整備されていること。

ヘ. 事業計画の作成等に必要な基本的調査が行われていること。

ト. 事業に要する経費が原則として1事業実施主体あたり1事業種目につき100万円(ただし、県が行う事業にあつては300万円)

以上であること。

3. 事業計画

(1) 前記1に掲げる県の知事(以下「県知事」という。)は、補助金の交付を受けようとする共同利用施設設置事業等について、別紙様式による事業計画を作成し、科学技術庁長官に提出し、その承認を求めるものとする。

(2) 県知事は事業計画の作成にあたっては、次の措置を講ずるものとする。

イ. 事業計画が漁業調整上問題となる事項を含む場合には、関係の漁業調整委員会の意見を聴くこと。

ロ. 事業計画の内容が他の県の事業に影響を与えるおそれのある場合には、当該他の県の知事と協議すること。

ハ. 関係する漁業者及び漁業従事者の意見に十分配慮すること。

ニ. 関連する他の漁業振興制度及び施策について十分配慮すること。

(3) 科学技術庁長官は事業計画を承認するにあたっては、あらかじめ種子島周辺漁業対策協議会に諮るものとする。

4. 助 成

(1) 科学技術庁は、前記3に定める事業計画に基づく事業につき、前記1に掲げる県がこれを実施し、又はこれの実施に要する経費を補助する場合に、当該事業の実施に要する経費の10分の7(関連事務費については2分の1)を限度として、予算の範囲内において、当該県に対し補助を行うものとする。

(2) 補助の対象となる施設及び設備は、原則として耐用年数5年以上のものとし、用地買収、借地又は補償に要する経費は補助の対象としない。

第4 漁船近代化事業

科学技術庁は、漁船近代化事業につき、利子補給の対象となる資金の借受け資格者として認定された者が、昭和49年度までに融資機関から借受けた資金に対し、第3の1に掲げる県が昭和50年度に引続き利子の軽減を目的として給付金を交付する場合は、当該給付金の一部につき、予算の範囲内において当該県に対し補助を行うものとする。